

## 横浜銀行と連携して中小規模事業者の温暖化対策を支援します

～2050年脱炭素社会の実現に向けて～

相模原市では、2050年脱炭素社会実現に向けて、市民の皆様、企業、団体と危機感を共有し、市民一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、様々な視点での取組を推進しております。

令和3年11月15日より、横浜銀行が「地方公共団体連携～事業活動温暖化対策・リンク・ローン」の対象を拡大し、本市と同行が連携して温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む中小規模事業者を支援していくこととなりましたのでお知らせいたします。

### 1 「地方公共団体連携～事業活動温暖化対策・リンク・ローン」の概要

本市の地球温暖化対策計画書制度において、年率1%以上の温室効果ガス削減計画を策定、提出し、市が公表した事業者が、削減目標を達成した場合に金利優遇が得られる商品です。銀行が地方公共団体の地球温暖化対策計画書制度と連携して独自に温室効果ガス削減目標の達成状況を評価し、その結果に基づいて融資条件を連動させる取組です。

#### 地球温暖化対策計画書制度

国や県の施策によりエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減取組が義務づけされていない市内の中小規模事業者（事業者全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500k1未満の事業者など）が、事業活動に伴う省エネ対策等を推進するため、温室効果ガス排出量の削減目標や削減目標達成ための取組について、3年間の計画として任意に作成し提出。市は、削減取組状況を広く周知するため、計画書の概要を市が公表する制度。

### 2 本市の地球温暖化対策施策について

本市は、「さがみはら脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素社会の実現に向けた取組として、環境・社会・経済の総合的課題解決の加速化のため、同行が事業者の脱炭素化に向けた金融面からの支援を行うとともに、市は、この商品を活用する事業者を対象に温室効果ガス削減に関する技術的アドバイスを実施してまいります。

#### <参考資料>

別紙 横浜銀行プレスリリース

※「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」につきましては別紙をご覧ください。

問合せ先  
環境政策課  
直通電話：042-769-8240



2021年11月15日

## 「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」の対象企業の拡大について ～横浜市、川崎市、相模原市内の企業も対象になりました～

コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行（代表取締役頭取 大矢 恭好）は、企業の温室効果ガスの排出量削減や省エネルギーに関わる取り組みを支援するため、2021年10月1日より神奈川県と連携して「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」（以下、「本商品」）の取り扱いを開始しました。11月15日（月）より、本商品の対象を横浜市、川崎市、および相模原市内の企業に拡大しましたので、お知らせします。

本商品は、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市（以下、「地公体」）の事業活動温暖化対策計画書制度（以下、「本制度」）（※）において、年率1%以上の温室効果ガス削減計画（以下、「計画書」）を策定・提出し、各地公体に公表された企業が、削減目標を達成した場合に、金利優遇を受けられる融資商品です。このたび、これまでの神奈川県に加えて、横浜市、川崎市、相模原市に連携を拡大することで、本制度を利用する県内全ての企業が本商品を活用できるようになりました。なお、計画書提出が義務付けられていない県内企業も、計画書等を提出することで本商品を活用いただけます。

横浜銀行は、今後もサステナブルファイナンスへの積極的な取り組みを通じて、多様な資金調達ニーズに応えるとともに、地域社会の持続的な発展に貢献していきます。

（※） 事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、一定要件に該当する事業者に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を各地公体が公表する制度。制度・計画書・報告書等の名称および内容は地公体ごとに異なります。詳細は、各地公体のホームページをご覧ください。

### 【「地方公共団体連携～事業活動温暖化対策・リンク・ローン」の概要】

対象となる方	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の事業活動温暖化対策計画書制度等において年率1%以上の温室効果ガス削減計画を各地公体へ提出し、公表されている法人・個人事業主
融資金額	50百万円以上
資金使途	長期運転資金、設備資金
お借入利率	当行所定の変動金利。以下のすべての要件を満たす場合、毎年5月の利払い日の翌日より1年間、金利を0.05%引き下げる。 ①地公体あて「事業活動温暖化対策計画書」等を提出し、公表されていること ②年率1%以上の温室効果ガス削減目標を設定し、達成すべき温室効果ガス排出量についてあらかじめ当行と特約を締結していること ③当行のモニタリングにおいて、お客さまが達成すべき温室効果ガス排出量を達成したことを確認できること
融資期間	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内

※本商品のご利用にあたっては、当行所定の審査があります。

以上

本件に関する照会先（報道関係）

横浜銀行 総合企画部広報室 TEL：045-225-1141